

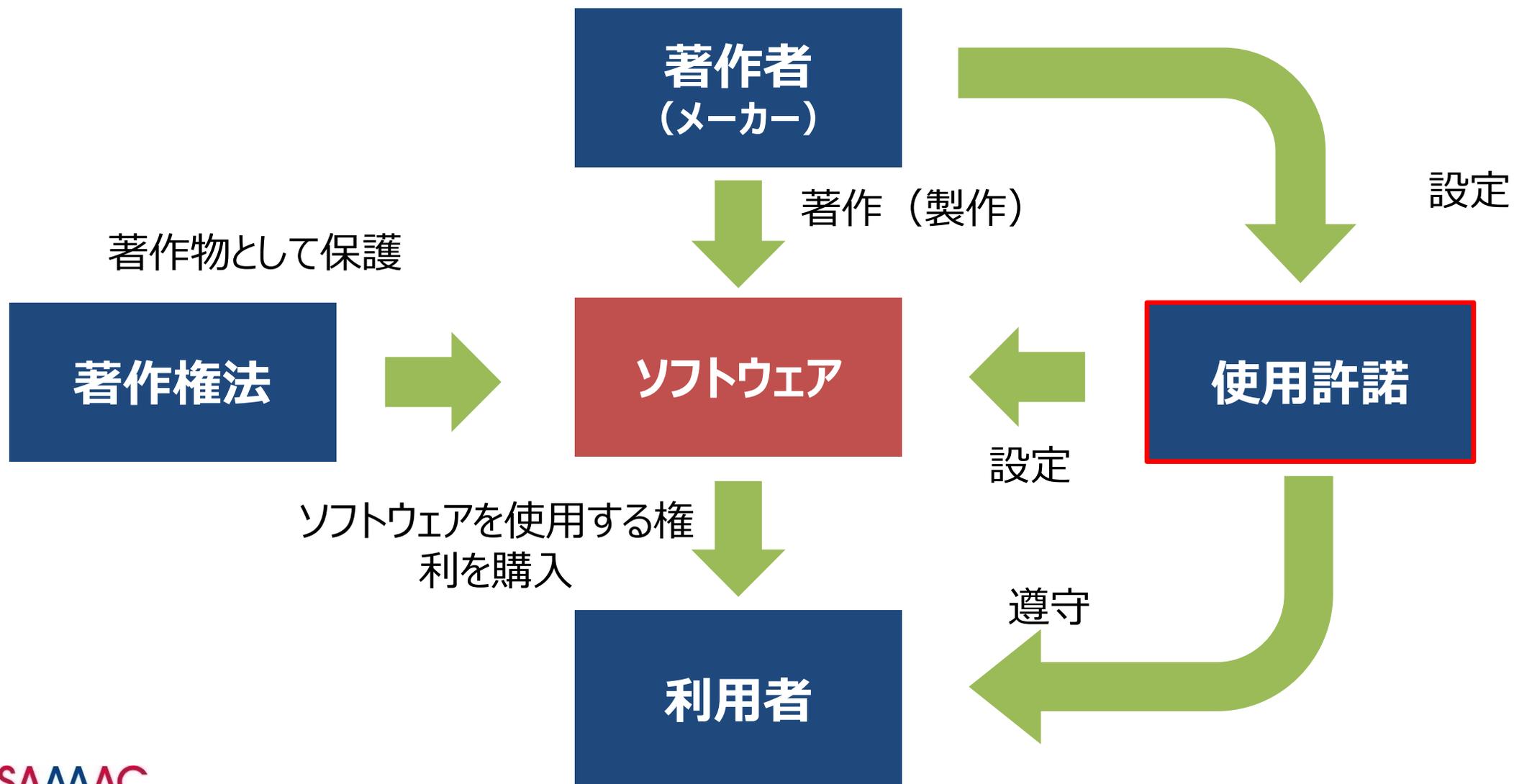
様々なソフトウェアライセンスの考え方並びに 現在の契約の留意点

IT資産管理評価認定協会

理事 相田 雄二

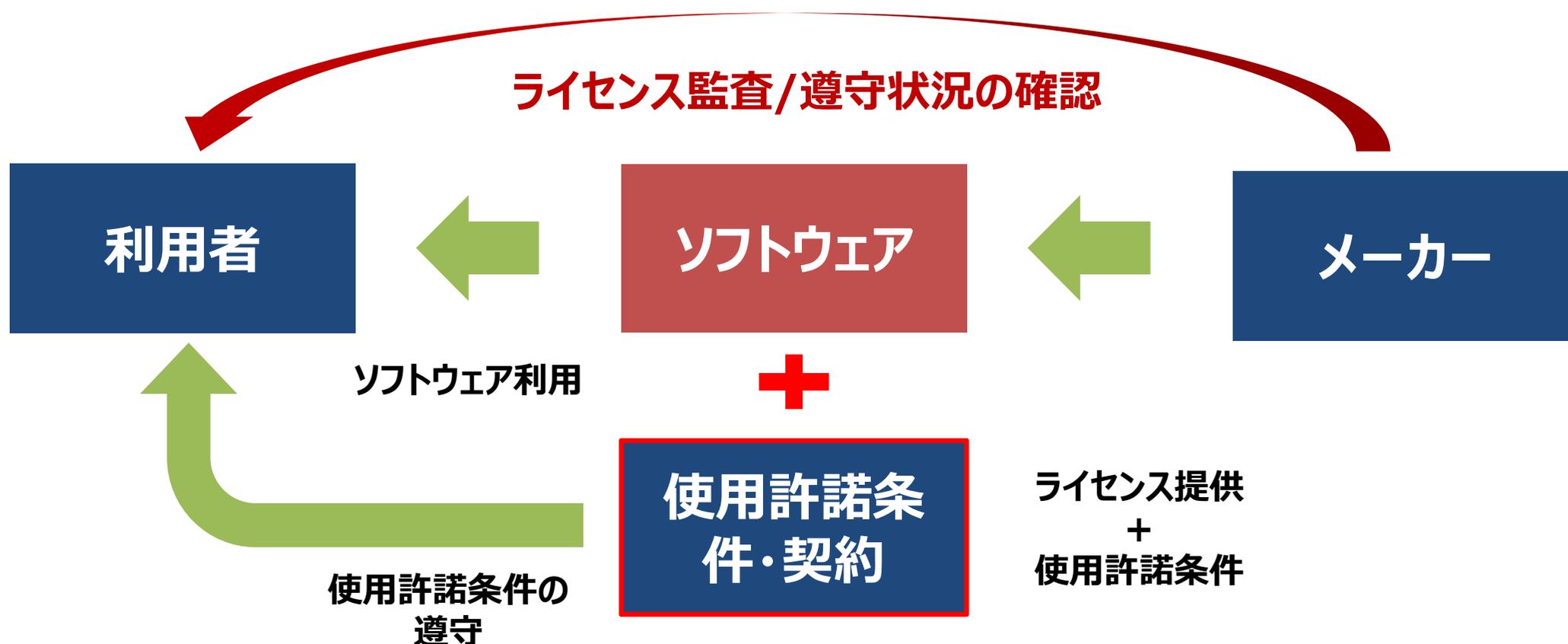
著作権法とライセンス（使用許諾契約）

ソフトウェアは著作物として著作権法で保護されておりますが、通常の利用においてはメーカー側が設定した使用許諾条件＝ライセンス条件の範囲内での使用が必要です



ライセンス監査とは

ライセンス監査とは、ライセンス提供側（メーカー、パブリッシャー、ベンダー）側による、ライセンス利用者側に対して、設定している利用条件に合致しているかどうかの確認を行う行為になります。特に大手外資系ソフトウェアメーカーにおいては、ライセンス提供時（ユーザーにとってはライセンス購入時）の契約書にライセンス監査についての説明と、関係する義務や条件の記載があります。



ライセンス監査対応における留意点

必要なライセンス監査対策を取った上で、もしマイクロソフト社よりライセンス監査レターが来た場合、必要な対応を行うことにより更なるリスクの最小化を図ることができます。

留意すべきポイント

1. レター内容を精査する
2. 無視せず、必要最低限の対応を行う
3. ライセンス上の正しい権利義務を確認し、反論を含めた対応を行う
4. メーカー（代理人）よりの要求事項については論拠、根拠を求める
5. すべてのフェーズにおいて交渉する

様々なソフトウェアライセンスの考え方

ソフトウェアライセンスの基本的な考え方としては前述の通り、パブリッシャー（メーカー、著作権者）が独自に設定したソフトウェア利用におけるルールになります。

利用に関するルール（ライセンス、使用許諾条件）はパブリッシャーが独自に設定していますので、ソフトウェアの利用については、下記の3点が重要になります。

- 1. ソフトウェアライセンスについての基本的な種類や考え方を理解する**
- 2. ソフトウェアライセンスはパブリッシャーの独自ルール設定がある**
- 3. ソフトウェアライセンスはいつでも変更されるため、最新情報の確認が必要**

ソフトウェアライセンスについての基本的な種類や考え方



ソフトウェアライセンスはパブリッシャーの独自ルール設定あり

ソフトウェアライセンスについてはパブリッシャーの独自ルール設定があります。同じユーザーライセンスでも、1ライセンス辺りでは単一のシステムにのみアクセスできるものや、同じバージョンのサーバーであれば1ライセンスで複数のシステムにアクセス可能なライセンス等、様々です。

またサーバーでのライセンス使用では下記のような制約条件が付帯していることがあります

例

- 最低割り当てライセンス数
- CPU/コア係数
- バックアップ用のシステム利用
- 仮想化での必要ライセンス数
-

いつでも変更されるため、最新情報の確認が必要

ソフトウェアライセンスはパブリッシャー同時の設定となりますので、常に変更される可能性があります。

例としてマイクロソフト社のソフトウェア製品の利用に関するルールを記載している「製品条項」というドキュメントは毎月リリースされています。

また都度契約や、包括契約の契約文書もパブリッシャー側が必要に応じて都度変更しており、注意が必要です。ポイントとしては、基本的には契約時点（または調達時点）の契約や、利用ルールが適用されますので、今のルールには合致していなくても、契約時点/調達時点の契約書や付帯ドキュメントの確認が推奨されます。

また契約書によっては、契約期間中に発生するユーザーにとって不利益な使用権変更は、契約期間中に限り適用除外とされている契約もあれば、契約期間中であってもパブリッシャー側が自由に使用権を変更できます、というようなものもあります。

ライセンス契約の留意点 1

ライセンス契約については主に以下のような留意点、注意点があります。

1. 必要なITサービス用のソフトウェアを選択する際、ライセンス上の制約条件や想定利用期間でのコストについても事前確認し、適切なソフトウェアとライセンスを選択する。
2. また都度契約でも、包括契約でも購入契約（プログラム）毎の違いやルールについて、予め詳細を理解した上で選択する
3. 相対契約（包括契約等）については、打ち合わせで合意した内容が適切な文言で、すべて契約書内に反映されていることを確認する
4. パブリッシャー営業担当やリセラー営業担当からの説明で、重要な点や少しでも疑義がある際は、契約書上のどこに該当する記載があるのか必ず確認する

ライセンス契約の留意点 2

各社の包括的な契約においては、相対契約、つまり交渉によって条件や価格が決定されるものがあります。

その際、必ずしもという訳ではありませんが、特別対応を求めすぎず、下記のような理由からも価格に集中して交渉する形がより推奨されます。

1. 特別条件を得る代わりに調達価格が下がらない可能性がある
2. 特別条件は契約期間中のみ適用されるため、契約更新時（通常は3-5年程度）に再度特別条件得られるとは限らない
3. 特別条件に依存した組織内運用や管理が出来てしまうと、同じく契約更新時の交渉で著しく不利になる可能性、また高価格での更新等のリスクがある

ライセンス契約の選び方（参考）

同じソリューションやソフトウェアを利用する際にも、調達ライセンスの形態による特性があり、またメリットとデメリットが存在します。

単体契約	一般的な組織向け。但し同じ法人のみで利用できるものや、関連会社や海外子会社でも使えるもの等、正しいライセンス契約を選択する必要がある
クラウド契約	新規で導入するサービス、かつ利用ボリュームの上下が見込まれる場合に適します。最新版の利用が求められたり、バックアップやBCP対策が必要なシステム向けにも
包括契約	バージョン、エディションがある程度標準化されており、更に最新版が出た場合は、概ね3,4年で最新版にアップグレードして利用する組織向け
サブスクリプション契約	クラウド契約と同様ですが、特にハードウェアの調達と管理を組織内で行いたい場合の選択となります
サイトライセンス契約	開発プロジェクト等で一時的に利用ボリュームが非常に大きくなる場合、または特定ベンダー技術に依存する際に限定されます

クラウドサービスの主な種別（参考）

クラウドサービスという言葉の中にも、各種のサービス提供形態があります。下記3つは代表的な提供形態の種別となります。また同じ種別でも、提供会社やサービスにより提供/利用形態の違いがあります。

<p>IaaS Infrastructure as a Service</p>	<p>サーバーハードウェアやデータセンター環境を主に仮想技術を利用して提供するサービス</p> <p>Amazon AWS, Google Compute Engine</p>
<p>PaaS Platform as a Service</p>	<p>サーバーハードウェアやデータセンター環境に加えて、OSやミドルウェアも提供されるサービス</p> <p>Amazon AWS, Microsoft Azure, Google App Engine</p>
<p>SaaS Software as a Service</p>	<p>従来オンプレミス環境で提供されていたサービスをクラウド環境で提供されるサービス</p> <p>Google Apps, Microsoft Office365, Salesforce, Service Now</p>

クラウド契約の特徴（SaaS）（参考）

クラウド契約、特にSaaS系の契約の主な特徴になります。

クラウド契約の主な特徴（SaaS）

ユーザー単位契約

最新版（のみ）利用可能

契約期間内のみ利用可能

月額、年額課金や契約

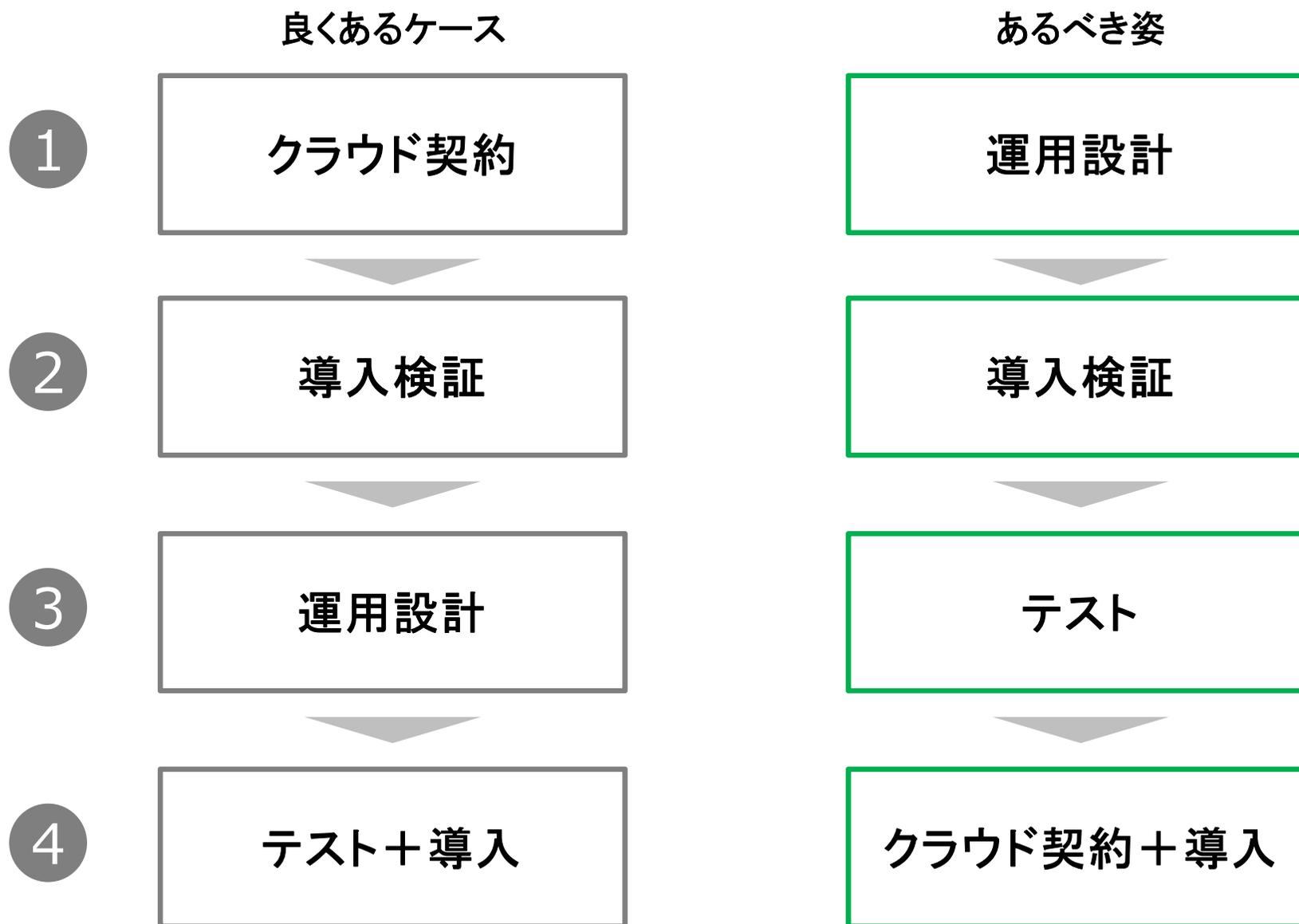
データ格納場所/地域

オフライン利用の可否と特徴

オンプレとは異なる運用管理

様々な追加ベネフィット

クラウド導入の主なステップについて（参考）





一般社団法人IT資産管理評価認定協会